

令和6年度福島県サンパイ業界の自己紹介事業企画運営業務 公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

産業廃棄物の処理（以下「産廃処理」という。）は、県民の生活や経済の安定確保に必要な不可欠な業務であることから、産業廃棄物処理業界（以下「産廃業界」という。）の振興は極めて重要な課題です。

一方、産廃業界に対する県民意識調査においては、産廃業界に対する「低関心」及び「不安感」が浮き彫りになっている状況であり、県民の意識が、産廃業界の振興にとって大きな支障となることが考えられます。

そこで、県民が、産廃業界へ関心を持つこと、また、産廃処理に対する不安を払拭することを目的とし、イベントの開催や啓発活動などの各種取組を実施する事業（以下「本事業」という。）を展開することにより、産廃業界の振興を図ります。

当該事業に係る業務（以下「本業務」という。）について、公募型プロポーザル方式により企画提案書の提出を求め、提案された企画内容を検討し、本業務を効果的かつ効率的に実施する能力を有する企画提案者を本業務の委託候補者（以下「業務委託候補者」という。）として選定します。

2 本業務の内容

(1) 委託業務名

令和6年度福島県サンパイ業界の自己紹介事業企画運営業務

(2) 本業務発注者

福島県

(3) 業務内容

別紙「令和6年度福島県サンパイ業界の自己紹介事業企画運営業務仕様書（案）」（以下「仕様書（案）」という）のとおり

(4) 業務委託期間

令和6年4月上旬に予定している契約締結の日から令和7年3月21日まで

(5) 見積限度額（見込み）

19,877,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 現在予定している金額であり、今後の福島県議会での審議等において変更となる可能性があります。なお、このことに伴い、本プロポーザル参加者又は業務委託候補者に損害が生じた場合であっても、福島県はその損害について一切負担しません。

3 参加条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしているものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者

を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 平成30年度以降、国(予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。))又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))が発注した、同様のイベント企画運営業務を受託した実績を有すること。

(8) 本業務を執行する体制が万全であり、発注者の指示に誠実に対応し、また、期日を遵守して、確実に業務を履行できる能力を有すること。

(9) 「5 説明会の開催」により開催する説明会に参加した者であること。

4 関係資料の入手方法

本要領等の関係資料については、福島県生活環境総務課のウェブサイトからダウンロードして入手してください。

なお、窓口又は郵送等での配付は行いません。

※ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005a/nyu-satsu.html>

5 説明会の開催

本プロポーザルに関する説明会(以下「説明会」という。)を開催しますので、プロポーザルに参加を希望する場合は、説明会参加申込書(第1号様式)を令和6年2月15日(木)正午までに、電子メール、郵送又は持参により「12 問合せ先等」に提出をしてください。

(1) 開催日時

令和6年2月16日(金)13時30分から(1時間30分程度)

(2) 会場

福島県庁西庁舎10階会議室(福島県福島市杉妻町2番16号)

(3) その他

説明会への参加は、本プロポーザルの参加要件となります。また、参加人数は1社あたり4名までとします。

6 質問等の受付

質問については、次により受け付けます。

(1) 受付期間

説明会終了後から令和6年2月22日(木)17時00分まで(必着)

(2) 提出方法

質問書(第2号様式)により、電子メール、郵送又は持参で「12 問合せ先等」へ提出してください。

また、電子メールによる質問書の提出の場合、件名は「【質問書】令和6年度福島県サ

ンパイ業界の自己紹介事業企画運営業務」とし、電話にて送付した旨を「12 問合せ先等」までお知らせください。

なお、電話による質問の受付は行いません。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福島県生活環境総務課ウェブサイトにて随時公表します。(個別の回答は行いません。)

7 応募申込書等の提出

(1) 提出書類

「令和 6 年度福島県サンパイ業界の自己紹介事業企画運営業務公募型プロポーザル応募申込書」(第 3 号様式)(以下「応募申込書」という。)にア、イ及びウの書類(以下「企画提案書等」という。)を添付し提出してください。

ア プロポーザル参加者関係書類

(ア) 法人等概要書(第 4 号様式)

(イ) 業務実施体制書(第 5 号様式)(審査の対象になります。)

(ウ) 誓約書(第 6 号様式)

(エ) 類似業務受託実績資料(本業務と類似した業務の契約書及び仕様書の写し)

※ 本資料は審査の対象になります。

※ 実績資料の提出は、最大 3 件までとします。

イ 企画提案書(任意様式)

仕様書(案)に基づき、企画提案書を作成してください。

なお、企画提案書には、本業務を円滑かつ着実に遂行できる提案を具体的に記載するほか、イメージ図を添付するなどし、分かりやすい企画提案書の作成に努めてください。

ウ 見積書

企画提案の見積額

(2) 提出部数

ア (1)ア(ア)、(ウ)及びウに関する書類

1 部(正本 1 部)提出してください。

イ (1)ア(イ)及び(エ)並びに(1)イに関する書類

9 部(正本 1 部、副本 8 部)提出してください。

(3) 提出用紙

A4 サイズを基本とします。(A3 折込可)

(4) 提出期限

説明会終了後から令和 6 年 3 月 15 日(金) 17 時 00 分まで(必着)

(5) 提出方法

郵送又は持参により「12 問合せ先等」に提出してください。

※ 持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日(祝日を除く)の 8 時 30 分から 17 時 00 分までとします。

8 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる場合があります。

なお、失格の有無については、令和 6 年 3 月 15 日(金)以降、応募者へ書面により個別に連絡します。

ア 提出期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

ウ 提出書類に不備があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

- オ 提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
 - カ 本プロポーザルに係る説明会に参加しなかった場合
 - キ 本要領に違反すると認められた場合
 - ク プロポーザル審査会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した場合
 - ケ その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合
- (2) 複数提案の禁止
本プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできません。
- (3) 辞退
提出書類を提出した後に本プロポーザルへの参加を辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (4) その他
- ア 参加者は、本プロポーザル応募申込書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
 - イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて応募者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
 - ウ 本プロポーザルに要する経費等は、応募者の負担とし、提出された企画提案書等は、返却しません。なお、提出後の企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めません。

9 プロポーザルの審査に関する事項

- (1) 審査方法
本プロポーザルによる応募者からの提案を受け、福島県はプロポーザル審査会によりこれを総合的に評価し、業務委託候補者及び次点を選定します。
- (2) 審査会（プレゼンテーション）
- ア 開催日程
令和6年3月27日（水）※ 時間詳細は別途通知します。
 - イ 会場
福島県庁西庁舎10階会議室
 - ウ 所要時間（予定）
30分間以内のプレゼンテーションと 20分間以内の質疑を実施します。
 - エ 採点方法
各審査項目を次の5段階で評価し、各審査項目の配点に各評価段階に充てられた係数を乗じて評価点とします。各審査員の各審査項目の評価点の総和を総合評価点とします。
なお、審査項目、審査基準及び配点については、「10 プロポーザルの審査項目、審査基準及び配点」のとおりです。

評価段階		係数
5	特に優れている	1
4	優れている	0.8
3	普通	0.6
2	多少不十分である	0.4
1	不十分である	0.2

例) 審査項目「来場者の確保」（配点40点）の場合

- A社 … 評価段階5 → 評価点40点
- B社 … 評価段階2 → 評価点16点
- C社 … 評価段階4 → 評価点32点

- (3) 通知等
- ア 審査の結果は、本プロポーザル審査会の参加者全員に通知するとともに、福島県生活環境総務課のウェブサイトにて公開します。

なお、ウェブサイトには参加者全員の総合評価点を掲載します。

イ 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して2週間以内に書面により選定されなかった理由について回答を請求することができます。また、その回答は書面が到達した日から起算して2週間以内に行います。なお、回答の内容は「請求者及び業務委託候補者におけるそれぞれの審査項目毎評価点（審査項目毎に各審査委員の得点を合計したもの）及び総合評価点」となります。

(4) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

選定した業務委託候補者と福島県が協議し、委託契約にかかる仕様を確定した上で契約を締結します。仕様書の内容は業務委託候補者が提案した内容を基本としますが、より効果的な業務実施のため、協議において提案内容の精査を行い、提案の内容が一部反映されない場合もあります。

イ 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。なお、契約額は見積限度額を超えないものとします。

ウ その他

業務委託候補者と福島県との間で行う協議が整わない場合又は業務委託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。

また、企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、福島県は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができるものとします。

10 プロポーザルの審査項目、審査基準及び配点

(1) から (7) の取組（以下「各取組」という。）に関する提案内容について、次の審査項目、審査基準及び配点により審査を行います。

(1) 各取組の考え方等

審査項目	審査基準	配点
(1)-1 各取組間の相互作用	各取組の有機的な結び付きによる相互作用を活かした企画提案となっているか。	25
(1)-2 業務実施体制	本業務を円滑に実施できる体制になっているか。	10
(1)-3 業務実施スケジュール	本業務を円滑に実施でき、かつ、各取組の有機的な結び付きを意識したスケジュールになっているか。	10

(2) ポータルサイト企画・制作・運営

審査項目	審査基準	配点
(2)-1 取組目的の理解度	ポータルサイト運営の目的を理解した提案内容になっているか。	5
(2)-2 掲載内容	産廃業界に対する不安払拭に寄与できる内容になっているか。	25
(2)-3 情報の入手しやすさ	情報を入手しやすいページの構成や階層になっているか。	10
(2)-4 サイトの管理・運営	サーバー管理、情報の追加・更新等の観点において、継続的なサイト運営が可能な内容になっているか。	10

	るか。	
--	-----	--

(3) ワークショップ企画・運営

審査項目	審査基準	配点
(3)-1 取組目的の理解度	ワークショップ開催の目的を理解した提案内容になっているか。	5
(3)-2 運営体制	効果的なプレゼンテーション等の手法を学ぶために適した講師、ゲスト等を招へいする内容となっているか。また、事務局の人員体制が、ワークショップを円滑に進行するために適切なものになっているか。	20
(3)-3 実施内容	効果的なプレゼンテーション等の手法を多角的に学べる内容になっているか。	25
(3)-4 参加者の活躍の場	ワークショップで習得した技能を効果的に発揮する場を適切に設定しているか。	10

(4) 集客イベント企画・運営

審査項目	審査基準	配点
(4)-1 取組目的の理解度	集客イベント開催の目的を理解した提案内容になっているか。	10
(4)-2 実施内容（ステージイベント）	内容が、産廃業界に関心も持つきっかけとなるために効果的であるとともに、集客を意識したものになっているか。	40
(4)-3 実施内容（その他）	内容が、産廃業界に関心も持つきっかけとなるために効果的であるとともに、集客を意識したものになっているか。	30
(4)-4 来場者の確保	多くの来場者を確保するため、県民の産廃業界への関心度が低いことを踏まえた戦略が企画されているか。	40

(5) バスツアー企画・運営

審査項目	審査基準	配点
(5)-1 取組目的の理解度	バスツアー開催の目的を理解した提案内容になっているか。	5
(5)-2 訪問先選定の考え方	訪問先の選定基準や選定方法が適切であるか。	10
(5)-3 実施内容	産廃処理の流れを実感でき、かつ、産廃処理の役割を効果的に伝えることができる内容になっているか。	25
(5)-4 参加促進の仕掛け	バスツアーへの参加を促すための仕掛けが適切か。	20

(6) リーフレット企画・制作

審査項目	審査基準	配点
------	------	----

(6)-1 取組目的の理解度	リーフレット制作の目的を理解した提案内容になっているか。	5
(6)-2 掲載内容	産廃処理の概要及び必要性を効果的に伝えることができる内容になっているか。	20
(6)-3 教材としての有用性	小学校における学習用教材として有用性の高いものになっているか。	20
(6)-4 小学校での展開	県内小学校における学習での活用を促進するための仕掛けが適切か。	15

(7) 開催告知・参加者募集

審査項目	審査基準	配点
(7)-1 ワークショップ参加者の募集(選定)方法	参加者の募集(又は選定)方法が適切か。	10
(7)-2 集客イベント来場者の確保	多くの来場者を確保するため、県民の産廃業界への関心度が低いことを踏まえた広報戦略が企画されているか。	40
(7)-3 バスツアー参加者の募集(選定)方法	参加者の募集(又は選定)方法が適切か。	10
(7)-4 本事業全体の広報	本事業における各取組を有機的に結び付けるための広報が企画されているか。	20

(8) その他

審査項目	審査基準	配点
(8)-1 その他取組	企画提案仕様書2(7)の「その他取組」が、本事業の目的を達成するために効果的な取組になっているか。	15
(8)-2 業務経費積算	人件費、謝金、消耗品費、広告料及びその他の経費が、提案内容に沿って適切に計上されているか。	10
(8)-3 類似業務受託実績	本業務と類似した業務の受託実績が十分か。	10

11 主なスケジュール

公告	令和6年2月8日(木)
説明会参加申込期間	2月8日(木)～2月15日(木)
説明会開催	2月16日(金)
質問受付期間	2月16日(金)～2月22日(木)
応募申込み期間	2月16日(金)～3月15日(金)
参加資格要件の適否結果通知	3月21日(木)
審査会開催通知	3月21日(木)
審査会	3月27日(水)
審査会結果通知・公表	3月29日(金)
契約締結	4月1日(月)以降

12 問合せ先等

本プロポーザルに係る問合せ先及び関係書類の提出先は次のとおりです。

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県生活環境部産業廃棄物課（担当：大槻、堀口）

電話：024-521-7264

電子メール：sangyou@pref.fukushima.lg.jp

ウェブサイト：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045b/>